都市計画道路事業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。

令和８年１月15日

中部地方整備局長　森本　　輝

1　都市計画事業の種類及び名称　四日市都市計画道路事業３・３・91号北勢バイパス

2　施行者の名称　国土交通大臣

3　事務所の所在地　三重県四日市市南富田町４番６号（中部地方整備局北勢国道事務所）

4　事業地の所在

収用の部分　三重県四日市市曽井町字東門田並びに高角町字東川原並びに小生町字北川原、字流、字中長、字高腰、字生泉、字南谷及び字尼ヶ谷並びに川島町字浮橋、字大坪、字六谷、字中谷、字稲谷、字鷺沢、字西谷及び字南谷並びに三滝台二丁目並びに浮橋一丁目及び二丁目並びに八王子町字南幸、字幸ヶ谷、字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに波木町字小野、字板井橋、字辻之下及び字小広並びに山田町字霜田及び字川南並びに貝家町字作花、字作花台、字植松及び字荒起並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田、字北岨、字道堰、字中山、字井口及び字中川原並びに南小松町字明ル、字大岨、字小岨、字大垣外、字荒野及び字茶垣外並びに釆女町字清水地内
三重県鈴鹿市下大久保町字東浦山地内

使用の部分　三重県四日市市小生町字高腰並びに川島町字大坪及び字西谷並びに八王子町字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに山田町字霜田及び字川南並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田及び字北岨地内

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告